

1 前段階 未発生期

(新型インフルエンザが発生していない状態)

目的：

- 発生に備えて体制の整備を行う。
- 国・他の地方自治体と連携し、情報の収集・提供に努める。

(1) 実施体制と情報収集

《強毒性・弱毒性共通》

ア 実施体制の整備

- ・ 「広島県感染症対策連絡会議（新型インフルエンザ対策）」を定期的を開催し、全庁一体となった新型インフルエンザ対策を推進する。（健康福祉局，関係部局）
- ・ 海外で高病原性鳥インフルエンザの人感染例が発生した場合，必要に応じて「広島県感染症対策連絡会議（新型インフルエンザ対策）」を開催するなど情報収集及び連絡活動を主として行い，状況によりさらに高度の配備に迅速に移行し得る体制とする。【注意体制】（健康福祉局，関係部局）
- ・ 国内で高病原性鳥インフルエンザの人感染例が発生した場合又は海外で新型インフルエンザ感染疑い例が発生した場合には，「広島県新型インフルエンザ警戒本部（本部長：健康福祉局長）」を設置し，情報収集，連絡活動及び感染防止対策を実施するとともに，事態の推移に伴い，直ちに非常体制に切り替え得る体制とする。【警戒体制】（健康福祉局，危機管理監，農林水産局，環境県民局，関係部局）
- ・ 二次保健医療圏域ごとに「地域新型インフルエンザ対策推進会議」を設置する。（健康福祉局）
- ・ 新型インフルエンザの発生に対応するため，訓練を実施する。（危機管理監，関係部局）
- ・ 市町における行動計画，業務継続計画等の策定等を支援する。（健康福祉局，危機管理監，関係部局）
- ・ 新型インフルエンザ対策に携わる医療関係者等への研修を行う。（健康福祉局）

イ 情報収集

- ・ 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等に関する国内外の情報を収集する。（危機管理監，健康福祉局，農林水産局，総務局，関係部局）

<情報収集源>

厚生労働省，国立感染症研究所，農林水産省，外務省，検疫所，他の地方自治体

(2) サーベイランス

《強毒性・弱毒性共通》

ア 家きん等における高病原性鳥インフルエンザのサーベイランス

- ・ 家きん，豚，野鳥等におけるインフルエンザのサーベイランスを実施する。（健康福祉局，環境県民局，農林水産局，企画振興局（保健環境センター））
- ・ 家きん飼養者等からの異常家きんの早期発見・早期通報を徹底する。（健康福祉局，農林水産局）

イ 季節性インフルエンザに対するサーベイランス

- ・ 毎年冬季に流行するインフルエンザ（以下「季節性インフルエンザ」という。）について，定点医療機関（指定届出機関）における感染症発生動向調査による患者発生の動向の週毎の把握を行うとともに，ウイルスの亜型を検査する病原体サーベイランスを実施する。（健康福祉局，企画振興局（保健環境センター））
- ・ インフルエンザ流行期におけるインフルエンザ関連死亡者数を把握する。（健康福祉局）

ウ 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

- ・ 鳥インフルエンザ（H5N1）やその他の鳥インフルエンザ（四類感染症）の人への感染について，医師からの届出により全数を把握する。（健康福祉局，企画振興局（保健環境センター））
- ・ 県内における新型インフルエンザ発生を迅速に把握するため，NESID（感染症サーベイランスシステム）疑い症例調査支援システムによるサーベイランスを実施する。（健康福祉局，企画振興局（保健環境センター））

エ 新型インフルエンザの国内発生に備えたサーベイランス

- ・ 新型インフルエンザ発生時から開始するクラスターサーベイランス，予防接種副反応迅速把握システム，臨床情報共有システムの対象医療機関を選定し，登録する。（健康福祉局）

(3) 予防・まん延防止**《強毒性・弱毒性共通》****ア 感染防止策の周知**

- ・ 平常時から、うがい、手洗い、マスク着用及び咳エチケットなど個人でできる感染防止策を広く県民に周知する。（健康福祉局，関係部局）
- * 県や感染症情報センターのホームページにより、感染防止策の周知を図る。
- * 医療機関、学校及び社会福祉施設等における感染防御方法について周知・注意喚起を図る。
- * 感染防御方法、飛沫感染防止策について、「県民向けQ & A」や「施設管理者向けマニュアル」等を作成し配布する。
- * 各発生段階における疫学調査及び接触者への指導等についての「対応マニュアル」を作成する。

イ 社会活動等の制限

- ・ 県内での新型インフルエンザ発生時には、次の感染拡大防止策の取組が図られるよう、県民等に事前に周知を図り、理解と協力を求める。（危機管理監，健康福祉局，環境県民局，教育委員会，県警本部，関係部局）
- * 県民は、可能な限り集会への参加及び外出を控えること。
- * 集会主催者、興行施設等の運営者は、可能な範囲で活動を自粛すること。
- * 学校、通所施設等の設置者は、感染拡大の実態を勘案し、臨時休業を行うこと。
- * 公共交通機関等は、国等と協力し、感染拡大防止策を行うこと。
- * 事業者は、可能な範囲での業務の縮小等に向けた取組及び職場での感染防止を行うこと。 等

ウ 人への鳥・新型インフルエンザの感染防止策

- ・ 検疫所が実施する検疫法（昭和第26年法律第201号）に基づく診察及び健康監視等の水際対策に協力する。（健康福祉局，関係部局）

エ 県内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対応

- ・ 積極的疫学調査を実施するとともに、接触者への対応（外出自粛の要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（埋火葬等）等を実施する。（健康福祉局，農林水産局，関係部局）

オ 家きん・輸入動物における高病原性鳥インフルエンザの防疫対策

- ・ 「高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアル」により対応する。（健康福祉局、農林水産局、環境県民局、関係部局）

（４）医療**＜強毒性・弱毒性共通＞**

ア 地域医療体制の整備

- ・ 二次保健医療圏域ごとに「地域新型インフルエンザ対策推進会議」を設置し、圏域内の市町や地区医師会、医療機関等の関係機関と連携を図り、地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。（健康福祉局）
- ・ 発熱外来を行う医療機関等の準備や結核病床を有する医療機関等の入院医療機関の整備を進める。（健康福祉局）

イ まん延期の医療の確保

- ・ 第三段階のまん延期に備え、次の準備を進める。（健康福祉局）
- * 全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた業務継続計画の作成を要請し、必要な支援を行う。また、入院医療機関における使用可能な病床数を試算する。
- * 入院治療が必要な新型インフルエンザの患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、公共施設等で医療を提供することについて検討する。
- * 地域の医療機能維持の観点から、積極的には新型インフルエンザ患者に対応せず、透析医療や産科医療等の特定の診療を主に行う医療機関の設定を検討する。
- ・ 第三段階のまん延期においても救急機能を維持するための方策について検討を進めるよう各消防本部に要請する。また、感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう各消防本部に要請するとともに、必要な支援を行う。（危機管理監）

ウ 医療資器材の整備

- ・ 県並びに保健所を設置する市、医療機関等は、第三段階のまん延期に備え、必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）をあらかじめ備蓄・整備する。（健康福祉局、病院事業局）

エ 検査体制の整備

- ・ 保健環境センターにおける新型インフルエンザに対するPCR検査の実施体制を整備する。（健康福祉局，企画振興局（保健環境センター））

オ 県内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対応

- ・ 感染症法に基づく二類感染症である鳥インフルエンザ（H5N1）の患者（疑似症患者を含む。）について，入院等の措置を講ずる。（健康福祉局）
- ・ 感染鳥類との接触があり，感染が疑われる患者に対し，迅速かつ確実な診断を行い，確定診断がされた場合に，陰圧病床の使用等感染対策を講じた上で，抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行う。（健康福祉局）
- ・ 患者の検体を国立感染症研究所へ送付し，亜型検査，遺伝子解析等を実施するよう要請する。（健康福祉局，企画振興局（保健環境センター））

カ ワクチン接種体制の整備

- ・ 国の方針に基づき，国，市町及び医師会等と協力して，プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの接種体制の整備を図る。（健康福祉局）

キ 抗インフルエンザウイルス薬

- ・ 最新の医学的な知見等を踏まえ，県民の45%に相当する量を目標として，抗インフルエンザウイルス薬を備蓄する。（健康福祉局）
- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を確認し，新型インフルエンザ発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに，医療機関や薬局，医薬品卸売業者等に対し，抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を指導する。（健康福祉局）

ク 患者搬送体制

- ・ 消防機関等と連携し，患者搬送時における感染防御策の徹底を図るとともに，感染拡大期，まん延期には患者数の増加，入院の対象となる重症患者の増加が想定されることから，各発生段階に応じた搬送体制の確保を図る。

また，新型インフルエンザの感染拡大に備え，近年の感染防御技術の向上も踏まえて，より安全で効果的な搬送体制の確保を図る。（健康福祉局，危機管理監）

(5) 情報提供・共有**《強毒性・弱毒性共通》**

ア 平常時の情報提供

(7) 県民への情報提供体制の構築

- ・ 新型インフルエンザに関する正しい知識と適切な感染防止策について、国内発生時に混乱のないよう県民に呼びかけるとともに、各発生段階に対応した県の行動計画等に基づく対策を周知するため、情報提供体制を構築する。(危機管理監, 農林水産局, 健康福祉局, 総務局, 関係部局)

(4) 関係機関への情報提供

- ・ 医師会, 市町等の関係機関に対し、県の新型インフルエンザ対策について周知を行い、本行動計画への理解と協力を求める。(健康福祉局, 総務局)
- ・ 新型インフルエンザ発生時には、関係機関と連携し、統一的な対応を図ることができるよう連絡体制を整備する。(危機管理監, 健康福祉局, 総務局)
- ・ 公共交通機関・ライフライン事業者連絡協議会(仮称), 集客施設事業者連絡会(仮称)を設置し、必要に応じ本行動計画に関する説明会を実施して協力を求める。(危機管理監, 健康福祉局)

イ 鳥インフルエンザ発生等の場合の情報提供

- ・ 県内で家きん等に高病原性鳥インフルエンザが発生した場合や鳥インフルエンザの人への感染が確認された場合、国や近隣自治体に連絡するとともに、発生状況及び対策について、県民に積極的な情報提供を行う。(健康福祉局, 農林水産局, 環境県民局, 総務局)

(6) 社会・経済機能の維持**《強毒性》**

この項に規定する対策は強毒性を想定しているため、弱毒性等の発生に際しては、毒性及び感染力を勘案し、必要に応じて実施することとする。

ア 県民への対応

- ・ 県民に対し、発生時における社会機能の維持に向けて、平常時から、次の取組などを心掛けるよう周知を図る。(関係部局)
 - * できるだけ外出を避けることができるよう、事前に食料品等の備蓄を行うこと。
 - * 電気・ガス・水道等の供給不足が予測されるため、燃料資源等の消費節減に努めること。
 - * 通常のごみ収集回数等の維持が困難となることが予測されるため、ごみの排出抑制

に努めること。 等

イ 事業者への対応

- ・ 事業者に対し、新型インフルエンザの発生に備え、職場における感染防止策及び可能な範囲での業務の縮小等に向けた取組が行える計画を策定する等、事前の準備を行うよう周知を図る。(関係部局)
- ・ 社会的機能の維持に関わる事業者には、職場での感染防止策及び業務継続計画の策定を要請するとともに策定を支援する。(関係部局)
- * ライフライン事業(電気・ガス・水道)等の維持
- * 公共交通機関の維持
- * 主要食糧の生産・供給の維持
- * ごみ処理機能の維持

ウ 社会的弱者への生活支援

- ・ 市町に対し、第三段階のまん延期における在宅の高齢者、障害者等への生活支援(見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等)等について、対象世帯の把握とともにその具体的手続を検討するよう要請する。(健康福祉局、関係部局)
- ・ 自治会組織等による支援のあり方について検討を行う。(危機管理監、関係部局)

エ 火葬能力等の把握

- ・ 火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握するとともに、死亡者が増加した場合の対応について検討する。(健康福祉局、関係部局)

オ 防犯・防災活動

- ・ 新型インフルエンザの感染拡大(まん延)に備え、防犯・防災機能を維持し、県民生活の安全・安心を確保できるよう、関係機関と協力体制を構築する。(危機管理監、県警本部)

2 第一段階 海外発生期

(海外で新型インフルエンザが発生した状態)

目的：

- ウイルスの県内流入をできる限り阻止する
- 県内発生に備えて体制の整備を行う

(1) 実施体制と情報収集

《強毒性・弱毒性共通》

ア 実施体制

- ・ 海外において新型インフルエンザが発生し、国が「新型インフルエンザ対策本部」を設置したときは、本県においては、知事を本部長とする「広島県危機対策本部（新型インフルエンザ対策）」を設置し、行動計画等に基づき、本県における基本的対処方針等について協議・決定する。【非常体制】（危機管理監，健康福祉局，関係部局）
- ・ 県危機対策本部の設置に連動し、地域においては危機対策支部を設置する。（危機管理監，健康福祉局，関係部局）

イ 情報収集

- ・ 新型インフルエンザ等の海外での発生状況について、国等の関係機関を通じて情報を収集する。（危機管理監，健康福祉局，関係部局）

(2) サーベイランス

《強毒性・弱毒性共通》

- ・ 定点医療機関（指定届出機関）における感染症発生動向調査，病原体サーベイランス，疑い症例調査支援システムによるサーベイランスを継続する。（健康福祉局，企画振興局（保健環境センター））
- ・ 感染のみられた集団（クラスター）を早期発見するために、クラスターサーベイランスを開始するとともに、プレパンデミックワクチンの予防接種が開始された段階において、予防接種の副反応についてリアルタイムに把握するために、予防接種副反応迅速把握システムを開始する。（健康福祉局，企画振興局（保健環境センター））

(3) 予防・まん延防止

《強毒性・弱毒性共通》

ア 感染症危険情報の発出等

- ・ 国等関係機関からの情報をもとに感染症危険情報を発出し、新型インフルエンザの発

生が疑われ、又は新型インフルエンザの発生が確認された地域への渡航自粛等、県民や県内事業者等に注意喚起を行う。（健康福祉局、危機管理監、関係部局）

イ 水際対策（検疫体制の強化）

- ・ 検疫所から通報のあった新型インフルエンザ患者の濃厚接触者及び発生国からの入国者についての健康監視を実施する。（健康福祉局）

ウ 感染予防策

- ・ 県民等に対し、うがい、手洗い、マスク着用及び咳エチケットを習慣化するよう周知徹底を図る。（健康福祉局、関係部局）
 - * 県や感染症情報センターのホームページにより、感染防止策の周知を図る。
 - * 医療機関、学校及び社会福祉施設等における感染防御方法について周知・注意喚起を図る。

エ 社会活動等の制限

- ・ 県内発生時には、直ちに次の感染拡大防止策の取組が図れるよう、県民等への周知を行う。（危機管理監、健康福祉局、環境県民局、教育委員会、県警本部、関係部局）
 - * 県民は、可能な限り集会への参加及び外出を控えること。
 - * 集会主催者、興行施設等の運営者は、可能な範囲で活動を自粛すること。
 - * 学校、通所施設等の設置者は、感染拡大の実態を勘案し、臨時休業を行うこと。
 - * 公共交通機関等は、国等と協力し、感染拡大防止策を行うこと。
 - * 事業者は、可能な範囲での業務の縮小等に向けた取組及び職場での感染防止を行うこと。等
- ・ スタジアム、劇場等の集客施設事業者と集客施設事業者連絡会（仮称）を設置し、県内発生時の取組について理解と協力を求める。（危機管理監、健康福祉局、関係部局）

(4) 医療

〈強毒性・弱毒性共通〉

ア 新型インフルエンザの症例定義

- ・ 新型インフルエンザの症例定義を関係機関に周知する。（健康福祉局）

イ 発熱相談センターの設置

- ・ 本庁及び県内各保健所に、新型インフルエンザの可能性のある者とそれ以外の者を振り分ける発熱相談センターを設置する。（健康福祉局）

ウ 発熱外来の設置等

- ・ 感染症指定医療機関等に発熱外来を設置し、外来医療の体制整備を図る。（健康福祉局）
- ・ 感染症指定医療機関において入院医療が行えるよう受入れ準備を行うとともに、県内での感染拡大に備え、感染症指定医療機関以外の病院に対し、入院病床での受入れ準備を要請する。（健康福祉局）

エ ワクチンの接種

（プレパンデミックワクチン）

- ・ 国の方針に基づき、優先順位に従って、医療従事者等に対し、本人の同意を得て接種を開始する。（健康福祉局）

（パンデミックワクチン）

- ・ パンデミックワクチンの供給が開始され次第、優先順位に従って接種を開始する。（健康福祉局）

オ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

- ・ 県内における抗インフルエンザウイルス薬等の流通量の把握を行い、適正な流通を指導する。（健康福祉局）

カ 患者搬送体制

- ・ 県内での患者の発生と感染拡大に備え、消防機関等と連携し、搬送時の感染防御策を確認するとともに、搬送体制の確保を図る。（健康福祉局、危機管理監）

(5) 情報提供・共有

〈強毒性・弱毒性共通〉

ア 県民への情報提供

- ・ 県民に対し、海外での発生状況を迅速かつ正確に情報提供するとともに、感染防止策、相談窓口の設置等について、様々な広報媒体を活用した広報を行う。（健康福祉局、

総務局，関係部局)

- * 引き続き，新型インフルエンザの基本的知識，発生状況，感染防止策，相談窓口の設置などの最新情報を県の広報媒体のほか，市町，関係機関，メディアの協力を得て，県民に情報提供する。
- * 外国人に対しては，市町，民間団体等の協力を得て，情報提供する。
- * 障害者に対しては，市町が音声等により情報提供する。
- * 海外渡航者に対し，海外での鳥インフルエンザや新型インフルエンザの発生状況や予防策等の情報提供を行う。

イ 相談窓口の設置

- ・ 市町にQ & A等の必要な情報を提供し，住民からの一般的な問合せに対応する相談窓口の設置を要請する。(健康福祉局)

ウ 関係機関への情報提供

- ・ 医師会，市町等の関係機関に対し，迅速に情報提供を行うとともに，国内発生に備えた協力を要請する。(健康福祉局)

(6) 社会・経済機能の維持

《強毒性》

この項に規定する対策は強毒性を想定しているため，弱毒性等の発生に際しては，毒性及び感染力を勘案し，必要に応じて実施することとする。

ア 県民への対応

- ・ 県民に対し，発生時における社会機能の維持に向けて，平常時から，次の取組を心掛けるよう周知を図る。(関係部局)
 - * 食料品等の備蓄状況を確認し，適宜補充すること。
 - * 電気・ガス・水道等の燃料資源等の消費節減に努めること。
 - * ごみの排出の抑制に努めること。 等

イ 事業者への対応

- ・ 事業者に対し，発生状況等に関する情報提供に努め，職場での感染防止策及び可能な範囲での業務の縮小等に向けた取組の準備を行うよう周知を図る。特に，社会機能の維持に関わる事業者には，職場での感染防止策及び業務継続計画に基づく取組の準備を行うよう要請する。(関係部局)

- * ライフライン事業(電気・ガス・水道)等の維持
 - * 公共交通機関の維持
 - * 主要食糧の生産・供給の維持
 - * ごみ処理機能の維持
- ・ 社会機能維持に関する事業者と公共交通機関・ライフライン事業者連絡会(仮称)及び食料品等関係事業者連絡会(仮称)を設置し、県内発生時の取組について理解と協力を求める。(危機管理監, 関係部局)

ウ 社会的弱者への生活支援

- ・ 市町に対し、第三段階のまん延期における在宅の高齢者、障害者等への生活支援(見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等)等、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその具体的手続を検討するよう要請する。(健康福祉局, 関係部局)
- ・ 自治会組織等による支援について準備を行う。(危機管理監, 関係部局)
- ・ 災害応急救助物資の利用について検討する。(健康福祉局, 危機管理監)

エ 火葬能力等の把握

- ・ 火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握するとともに、死亡者が増加した場合の対応について検討する。(健康福祉局, 関係部局)

オ 防犯・防災活動

- ・ 新型インフルエンザの感染拡大(まん延)に備え、防犯・防災機能を維持し、県民生活の安全・安心を確保できるよう、関係機関と協力体制を構築する。(危機管理監, 県警本部)

3 第二段階 国内発生早期

(国内で新型インフルエンザが発生した状態)

目的：

- 県内での感染拡大をできる限り抑える。
- 感染拡大に備えた医療体制の確保
- 県民への適切な情報提供による混乱防止

(1) 実施体制と情報収集

《強毒性・弱毒性共通》

ア 実施体制の強化

- ・ 「広島県危機対策本部（新型インフルエンザ対策）」は、広島県新型インフルエンザ対策専門家委員会の意見等を踏まえ、行動計画等に基づき、感染拡大防止策等に関する基本的対処方針等を決定する。（健康福祉局，危機管理監，関係部局）

イ 情報収集

- ・ 国内の発生状況や他の自治体等の対応をリアルタイムで把握するため、国等を通じて必要な情報を収集する。（健康福祉局，危機管理監，関係部局）

(2) サーベイランス

《強毒性・弱毒性共通》

- ・ 定点医療機関（指定届出機関）における感染症発生動向調査，疑い症例調査支援システムによるサーベイランス，クラスターサーベイランス，予防接種副反応迅速把握システムを継続する。（健康福祉局，企画振興局（保健環境センター））
- ・ ウイルスの変異などを早期に探知するために，病原体サーベイランスを強化するとともに，入院サーベイランスを開始する。（健康福祉局，企画振興局（保健環境センター））

(3) 予防・まん延防止

ア 水際対策（検疫体制の強化）

- ・ 検疫所から通報のあった新型インフルエンザ患者の濃厚接触者及び発生国からの入国者についての健康監視を継続する。（健康福祉局）

イ 感染防止策

- ・ 県民等に対し、うがい、手洗い、マスク着用及び咳エチケットを習慣化するよう周知徹底を図る。(健康福祉局、関係部局)
 - * 県や感染症情報センターのホームページにより、感染防止策の周知を図る。
 - * 医療機関、学校及び社会福祉施設等における感染防御方法について周知・注意喚起を図る。

ウ 社会活動等の制限

＜強毒性の場合の対応＞

- ・ 県内で発生した場合には、次の感染拡大防止策の実施取組について要請する。(危機管理監、健康福祉局、環境県民局、教育委員会、関係部局)
 - * 県民は、可能な限り集会への参加及び外出を控えること。
 - * 集会主催者、興行施設等の運営者は、可能な範囲で活動を自粛すること。
 - * 学校、通所施設等の設置者は、感染拡大の実態を勘案し、臨時休業を行うこと。
 - * 公共交通機関等は、国等と協力し、感染拡大防止策を行うこと。
 - * 事業者は、可能な範囲での業務の縮小等に向けた取組及び職場での感染防止策を行うこと。等
- ・ 離島や山間地域などにおいて一定の条件を満たす場合には、国と連携し、直ちに地域封じ込め実施の可否について検討を行い、必要な対策を実施する。(健康福祉局、関係部局)
- ・ スタジアム、劇場等の集客施設事業者との集客施設事業者連絡会(仮称)を通じ、引き続き、県内発生時の取組について理解と協力を求める。(危機管理監、健康福祉局、関係部局)

＜弱毒性の場合の対応＞

- ・ 県内で発生した場合には、次の感染拡大防止策の実施取組について要請する。(危機管理監、健康福祉局、環境県民局、教育委員会、関係部局)
 - * 学校、保育施設等で患者が発生した場合、当該学校、保育施設等の児童・生徒等を感染から守るために、その設置者は必要に応じて臨時休業を行うこと。
 - * 大学で患者が発生した場合、設置者は必要に応じ、休業も含めてできる限り感染拡大の速度を遅らせるための運営方法の工夫を行うこと。等

※ 以上の対応については、ウイルスの病原性等から予想される被害の大きさと、臨時休業や活動自粛の社会的影響の大きさ等を多角的に検討しながら、要請の程度を判断する。

(4) 医療

ア 外来医療

＜強毒性の場合の対応＞

- ・ 医療機関では、受診者に対して、本人の渡航歴等を確認し、新型インフルエンザの疑いがある患者は、原則として、発熱外来を設置する感染症指定医療機関又は感染症外来協力医療機関等で診察を行う。(健康福祉局)
- ・ 引き続き、新型インフルエンザの可能性のある者とそれ以外の者を振り分ける発熱相談センターを継続・強化する。(健康福祉局)
- ・ 新型インフルエンザ疑い患者の濃厚接触者に対して、経過観察期間を定めて、外出自粛要請、健康観察の実施、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。(健康福祉局)
- ・ ワクチン未接種の医療従事者等であって十分な防御なく曝露した者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。(健康福祉局)

＜弱毒性の場合の対応＞

- ・ 原則として、全ての一般医療機関においても感染拡大防止に十分配慮した上で患者の診療を行うよう要請する。(健康福祉局)
- * 外来診療時に、発熱患者とその他の患者について医療機関内の受診待ちの区域を分ける、診療時間を分けるなど発熱外来機能を持たせるよう注意を払う。
- * 特に基礎疾患を有する者等へ感染が及ばないように十分な感染防止措置を講ずる。
- ・ 発熱相談センターにおいて、受診する医療機関が分からない人への適切な医療機関の紹介、自宅療養している患者への相談対応など電話による情報提供を行う。(健康福祉局)
- ・ 新型インフルエンザ疑い患者の濃厚接触者等には原則として、予防投与及び外出自粛の要請等を行わないが、基礎疾患を有する者等について医師が重症化の危険性があると判断した場合には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。(健康福祉局)

イ 入院医療

＜＜強毒性の場合の対応＞＞

- ・ 感染症指定医療機関又は感染症外来協力医療機関等において症例定義により新型インフルエンザ患者の疑いが高いと判断された場合には、直ちに保健所に連絡する。当該者に対しては、感染症法に基づき入院勧告を行い、感染症指定医療機関等に入院して確定診断を行う。（健康福祉局）

＜弱毒性の場合の対応＞

- ・ 原則として、患者（患者と疑われる者を含む。）に対する入院措置を中止し、軽症者は外出を自粛し、自宅において療養するとともに、重症者は全ての入院医療機関において診療を行うよう要請する。（健康福祉局）

ウ 検査等

- ・ 新型インフルエンザウイルスの最新情報の収集に努めるとともに、検査体制を強化する。（健康福祉局、企画振興局（保健環境センター））

＜＜強毒性の場合の対応＞＞

- ・ 検体を保健環境センター等へ送付し、新型インフルエンザウイルスのPCR検査を行う。（健康福祉局、企画振興局（保健環境センター））

＜弱毒性の場合の対応＞

- ・ 基礎疾患を有する者等、医師が重症化の危険性があると判断した者については、優先的にPCR検査を行う。（健康福祉局、企画振興局（保健環境センター））

エ ワクチンの接種

（プレパンデミックワクチン）

- ・ 引き続き、医療従事者等に対するプレパンデミックワクチンの接種を行う。（健康福祉局）

（パンデミックワクチン）

- ・ パンデミックワクチンが製造され次第，優先順位に従って接種を開始する。医療従事者等に対するプレパンデミックワクチンの有効性が認められない場合には，これらの者に対し，パンデミックワクチンの先行接種を行う。（健康福祉局）

オ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用

- ・ 引き続き，抗インフルエンザウイルス薬等の適正な流通・使用を指導する。（健康福祉局）

カ 患者搬送体制

- ・ 県内での患者発生と感染拡大に備え，消防機関等と連携し，搬送時の感染防御策を確認するとともに，搬送体制の確保強化を図る。（健康福祉局，危機管理監）

(5) 情報提供・共有

〈強毒性・弱毒性共通〉

ア 県民への情報提供

- ・ 引き続き，国内での最新の発生状況や対策の内容を詳細に情報提供し，県民への注意喚起を行う。（健康福祉局，総務局，関係部局）
 - * 新型インフルエンザの基本的知識，国内での発生状況及び感染防止策などの最新情報を県の広報媒体のほか，市町，関係機関，メディアの協力を得て，県民に正確な情報を提供するとともに，随時県民にメッセージを発し，風評等による混乱防止を図る。
 - * 外国人に対しては，市町，民間団体等の協力を得て情報提供する。
 - * 障害者に対しては，市町が音声等により，情報提供を行う。

イ 相談窓口の設置

- ・ 引き続き，市町に状況の変化に応じたQ & A等の情報を提供し，相談窓口の設置・運営を要請する。（健康福祉局）

ウ 関係機関への情報提供

- ・ 医師会，市町等の関係機関に対し，患者等の発生状況や感染防止策等について情報提供する。（健康福祉局）

(6) 社会・経済機能の維持

〈強毒性〉

この項に規定する対策は強毒性を想定しているため，弱毒性等の発生に際しては，毒性及び

感染力を勘案し、必要に応じて実施することとする。

ア 県民への対応

- ・ 県民に対し、社会機能の維持に向けて、次の取組などを行うよう要請する。(関係部局)
 - * 食料品等の備蓄状況を確認し、適宜補充すること。
 - * 電気・ガス・水道等の燃料資源等の消費節減に努めること。
 - * ごみの排出の抑制に努めること。 等

イ 事業者への対応

- ・ 事業者に対し、職場での感染防止策や可能な範囲での業務の縮小等に向けた取組を行うよう要請する。特に、社会機能の維持に関わる事業者には、職場での感染防止策及び業務継続計画に基づく取組を要請する。(関係部局)
- ・ 社会機能維持に関する事業者に対し、公共交通機関・ライフライン事業者連絡会(仮称)及び食料品等関係事業者連絡会(仮称)を通じ、社会機能維持のための業務継続計画に基づく取組を要請する。(危機管理監, 関係部局)

ウ 社会的弱者への支援

- ・ 社会的弱者への支援を、市町と連携して開始する。(健康福祉局, 危機管理監, 関係部局)
- ・ 災害応急救助物資の放出を準備する。(健康福祉局, 危機管理監)

エ 防犯・防災活動

- ・ 新型インフルエンザの感染拡大(まん延)に備え、防犯、防災機能を維持し、県民生活の安全・安心を確保できるよう、関係機関と連携し対応を図る。(危機管理監, 県警本部)

4 第三段階 感染拡大期／まん延期／回復期

| | |
|-------|---------------------------------|
| 感染拡大期 | 患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 |
| まん延期 | 入院措置などによる感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態 |
| 回復期 | ピークを越えたと判断できる状態 |

目的：

- 健康被害を最小限に抑える。
- 医療機能、社会・経済機能への影響を最小限に抑える。

(1) 実施体制と情報収集

《強毒性・弱毒性共通》

ア 実施体制の強化

感染拡大期における対応

- ・ 「広島県危機対策本部（新型インフルエンザ対策）」は、広島県新型インフルエンザ対策専門家委員会の意見等を踏まえ、行動計画等に基づき、それぞれの段階に応じた対処方針等について決定する。（危機管理監，健康福祉局，関係部局）
- ・ 国が「感染拡大期」と宣言したことを踏まえ、県全体として「感染拡大期」に入ったことを宣言するとともに、広く県民・事業者・関係機関等に周知し、感染防止の更なる徹底を促す。【感染警戒宣言】（危機管理監，健康福祉局，関係部局）
- ・ 知事を本部長とする危機対策本部の体制【非常体制】を継続する（対策支部も同じ）。（危機管理監，健康福祉局，関係部局）

まん延期における対応

- ・ 広島県危機対策本部（新型インフルエンザ）は、広島県新型インフルエンザ対策専門家委員会の意見等を踏まえ、保健所設置市等との連携のもと、県全体として「まん延期」に入ったことを宣言するとともに、広く県民・事業者・関係機関等に周知し、感染防止の徹底を強く促す。【感染症緊急事態宣言】（危機管理監，健康福祉局，関係部局）

回復期における対応

- ・ 広島県危機対策本部（新型インフルエンザ対策）は、広島県新型インフルエンザ対策専門家委員会の意見等を踏まえ、保健所設置市等との連携のもと、県全体として「回復

期」に入ったことを宣言する。(危機管理監, 健康福祉局, 関係部局)

イ 情報収集

- ・ 国内の発生状況や他の自治体等の対応をリアルタイムで把握するため, 国等を通じて必要な情報を収集する。(健康福祉局, 危機管理監, 関係部局)

(2) サーベイランス

感染拡大期における対応

- ・ 引き続き, 病原体サーベイランス(定点), 入院サーベイランス及び感染症発生動向調査(定点)を実施する。(健康福祉局, 企画振興局(保健環境センター))
- ・ 引き続き, 予防接種副反応迅速把握システムを実施する。(健康福祉局)

＜強毒性の場合の対応＞

- ・ 疑い症例調査支援システムによるサーベイランスを中止するとともに, クラスタースーベイランスの中止を検討する。(健康福祉局, 企画振興局(保健環境センター))

＜弱毒性の場合の対応＞

- ・ 疑い症例調査支援システムによるサーベイランスを中止する。(健康福祉局, 企画振興局(保健環境センター))
- ・ 学校・施設等を対象としたクラスター(集団発生)サーベイランスは, 新型インフルエンザ及び季節性インフルエンザの感染が相当程度拡大した時点で中止する。(健康福祉局, 企画振興局(保健環境センター))

まん延期・回復期における対応

- ・ 感染の拡大状況によって各種サーベイランスの規模等見直しを実施する。(健康福祉局, 企画振興局(保健環境センター))

＜弱毒性の場合の対応＞

- ・ 引き続き, 病原体サーベイランス(定点), 入院サーベイランス及び感染症発生動向調査(定点)を実施する。(健康福祉局, 企画振興局(保健環境センター))

(3) 予防・まん延防止

ア 感染防止策

- ・ 県民等に対し、うがい、手洗い、マスク着用及び咳エチケットを習慣化するよう周知徹底を図る。(健康福祉局, 関係部局)
- * 県や感染症情報センターのホームページにより、感染防止策の周知を図る。
- * 医療機関、学校及び社会福祉施設等における感染防御方法について周知・注意喚起を図る。

イ 社会活動等の制限

《強毒性の場合の対応》

感染拡大期・まん延期における対応

- ・ 次の感染拡大防止策の取組について要請する。(危機管理監, 健康福祉局, 環境県民局, 教育委員会, 関係部局)
 - * 県民は、可能な限り集会への参加及び外出を控えること。
 - * 集会主催者、興行施設等の運営者は、可能な範囲で活動を自粛すること。
 - * 学校、通所施設等の設置者は、感染拡大の事態を勘案し、臨時休業を行うこと。
 - * 公共交通機関等は、国等と協力し、感染拡大防止策を行うこと。
 - * 事業者は、可能な範囲での業務の縮小等に向けた取組及び職場での感染防止を行うこと。等
- ・ スタジアム、劇場等の集客施設事業者との集客施設事業者連絡会（仮称）を通じ、集客事業等の自粛について理解と協力を求める。(危機管理監, 健康福祉局, 関係部局)

感染拡大期における対応

- ・ 離島や山間地域などにおいて一定の条件を満たす場合には、国と連携し、直ちに地域封じ込め実施の可否について検討を行い、必要な対策を実施する。(健康福祉局, 関係部局)

まん延期における対応

- ・ 国と連携した離島や山間地域における地域封じ込め対策については、中止する。(健康福祉局, 関係部局)

<弱毒性の場合の対応>

感染拡大期・まん延期における対応

- ・ 県内で発生した場合には、次の感染拡大防止策の実施取組について要請する。（危機管理監，健康福祉局，環境県民局，教育委員会，関係部局）
- * 学校，保育施設等で患者が発生した場合，当該学校，保育施設等の児童・生徒等を感染から守るために，その設置者は必要に応じて臨時休業を行うこと。
- * 大学で患者が発生した場合，設置者は必要に応じ，休業も含め，できる限り感染拡大の速度を遅らせるための運営方法の工夫を行うこと。

※ 以上の対応については，ウイルスの病原性等から予想される被害の大きさと，臨時休業や活動自粛の社会的影響の大きさ等を多角的に検討しながら，要請の程度を判断する。

ウ 水際対策

- ・ 国内の感染拡大に応じて順次検疫支援を縮小する。（健康福祉局，関係部局）

※ 回復期には，上記の感染拡大防止対策を段階的に縮小する。（健康福祉局，関係部局）

(4) 医療

感染拡大期における対応

ア 外来医療

<<強毒性の場合の対応>>

- ・ 引き続き，発熱相談センターにおける患者の振り分けと発熱外来を設置する感染症指定医療機関又は感染症外来協力医療機関等における外来診療を実施する。（健康福祉局）
- ・ 新型インフルエンザ疑い患者の濃厚接触者に対する外出自粛要請，健康観察の実施，抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び症状が現れた場合に感染症指定医療機関等への搬送等も継続する。（健康福祉局）

<弱毒性の場合の対応>

- ・ 原則として，全ての一般医療機関においても感染拡大防止に十分配慮した上で患者の診療を行う。（健康福祉局）

- * 外来診療時に、発熱患者とその他の患者について医療機関内の受診待ちの区域を分ける、診療時間を分けるなど発熱外来機能を持たせるよう注意を払う。
- * 特に基礎疾患を有する者等へ感染が及ばないように十分な感染防止措置を講ずる。
- ・ 新型インフルエンザ疑い患者の濃厚接触者については、原則として抗インフルエンザウイルス薬の予防投与は行わないが、基礎疾患を有する者等については、医師が重症化の危険性があると判断した場合には予防投与を行う。(健康福祉局)
- ・ 患者等に対する疫学調査を中止し、関係機関に周知する。(健康福祉局)
- ・ 発熱相談センターにおいて、受診する医療機関が分からない人への適切な医療機関の紹介、自宅療養している患者への相談対応など電話による情報提供を行う。(健康福祉局)

イ 入院医療

＜強毒性の場合の対応＞

- ・ 感染症指定医療機関及び感染症外来協力医療機関等において症例定義により新型インフルエンザ患者の疑いが高いと判断された場合には、直ちに保健所に連絡する。当該者に対しては、感染症法に基づき入院勧告を行い、感染症指定医療機関等に入院して確定診断を行う。(健康福祉局)
- ・ まん延期に備え、感染症指定医療機関以外においても入院診療を行うための準備を行う。(健康福祉局)
- ・ 当面、感染症指定医療機関、陰圧の結核病床を持つ医療機関等で確保された病床において、入院患者の受け入れ・治療を行う。(健康福祉局)
- ・ 入院医療機関以外の一般医療機関等に対し、病床を確保するよう要請する。(健康福祉局)

＜弱毒性の場合の対応＞

- ・ 引き続き、原則として、患者（患者と疑われる者を含む。）に対する入院措置は行わず、外出を自粛し、自宅において療養するとともに、重症者は全ての入院医療機関において診察するよう要請する。(健康福祉局)

ウ 検査等

＜強毒性の場合の対応＞

- ・ 検体を保健環境センター等へ送付し、新型インフルエンザウイルスのPCR検査を行う。（健康福祉局，企画振興局（保健環境センター））

＜弱毒性の場合の対応＞

- ・ 基礎疾患を有する者等，医師が重症化の危険性があると判断した者については，優先的にPCR検査を行う。（健康福祉局，企画振興局（保健環境センター））

まん延期における対応

ア 外来医療

＜強毒性の場合の対応＞

- ・ 感染拡大により，医療機関において患者（疑い患者を含む。）の対応が困難となる場合は，学校や体育館等の公共施設を臨時医療施設として使用し，外来医療の確保を図る。
また，発熱外来において，軽症者と重症者のトリアージを行う。（健康福祉局）

＜弱毒性の場合の対応＞

- ・ 引き続き，原則として，全ての一般医療機関においても感染拡大防止に十分配慮した上で患者の診療を行う。（健康福祉局）
- * 外来診療時に，発熱患者とその他の患者について医療機関内の受診待ちの区域を分ける，診療時間を分けるなど発熱外来機能を持たせるよう注意を払う。
- * 特に基礎疾患を有する者等へ感染が及ばないように十分な感染防止措置を講ずる。
- ・ 新型インフルエンザ疑い患者の濃厚接触者については，原則として抗インフルエンザウイルス薬の予防投与は行わないが，基礎疾患を有する者等については，医師が重症化の危険性があると判断した場合には予防投与を行う。

イ 入院医療

＜強毒性の場合の対応＞

- ・ 感染症指定医療機関等への患者の入院措置の中止に伴い，新型インフルエンザの患者診療を行わないこととしている医療機関を除き，原則として県内の全ての入院医療機関において新型インフルエンザの診断・治療を行うとともに，入院治療は重症者を対象と

し、それ以外の患者に対しては外来診療及び自宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。(健康福祉局)

- ・ 入院協力医療機関に対し、病院の実情に応じて、新型インフルエンザ専用の病棟・フロアの拡大等を図るよう要請する。(健康福祉局)
- ・ 入院協力医療機関以外の入院医療機関に対し、更なる病床確保を図るよう要請する。(健康福祉局)
- ・ 入院患者数と病床利用率の状況を確認し、病床不足が予測される場合には、医療機関相互の連携を図るよう関係機関に周知する。(健康福祉局)

<弱毒性の場合の対応>

- ・ 引き続き、原則として、患者（患者と疑われる者を含む。）に対する入院措置は行わず、軽症者は外出を自粛し、自宅において療養するとともに、重症者は全ての入院医療機関において診療するよう要請する。(健康福祉局)

ウ 相談

- ・ 引き続き、保健所、市町等に県民からの問合せに対応する発熱相談センターを継続・強化する。(健康福祉局)

エ 患者搬送体制

- ・ 患者数の拡大に対応し、消防機関等と連携し、患者搬送体制の確保に努める。(健康福祉局、危機管理監)

回復期における対応

ア 外来医療

<<強毒性の場合の対応>>

- ・ 患者の発生状況及び診療体制等を勘案し、発熱外来の設置体制を調整する。(健康福祉局)

<弱毒性の場合の対応>

- ・ 引き続き、原則として、全ての一般医療機関においても感染拡大防止に十分配慮した

上で患者の診療を行う。(健康福祉局)

- * 外来診療時に、発熱患者とその他の患者について医療機関内の受診待ちの区域を分ける、診療時間を分けるなど発熱外来機能を持たせるよう注意を払う。
- * 特に基礎疾患を有する者等へ感染が及ばないように十分な感染防止措置を講ずる。
- ・ 新型インフルエンザ疑い患者の濃厚接触者については、原則として抗インフルエンザウイルス薬の予防投与は行わないが、基礎疾患を有する者等については、医師が重症化の危険性があると判断した場合には予防投与を行う。(健康福祉局)

イ 入院医療

＜強毒性の場合の対応＞

- ・ 患者を入所させている公共施設については、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。(健康福祉局)

＜弱毒性の場合の対応＞

- ・ 引き続き、原則として、患者（患者と疑われる者を含む。）に対する入院措置は行わず、軽症者は外出を自粛し、自宅において療養するとともに重症者は全ての入院医療機関において診療するよう要請する。(健康福祉局)

ウ 患者搬送体制

- ・ 流行の経過を踏まえ、新たな発生や流行の再燃に備えて、消防機関等と連携し、患者搬送体制の見直しに努める。(健康福祉局、危機管理監)

感染拡大期・まん延期・回復期における対応

エ パンデミックワクチン

- ・ 接種計画に基づいて接種を行うとともに、新たな発生や流行に備え、ワクチン接種の推進を図る。(健康福祉局)

オ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用

- ・ 県内における抗インフルエンザウイルス薬の流通量の把握を行うとともに、適正な流通・使用を指導する。また、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必

要な地域に供給されているかどうかを確認し、市場の抗インフルエンザウイルス薬が枯渇した場合は県備蓄分を放出し、更に必要に応じ、国備蓄分の配分を要請する。（健康福祉局）

(5) 情報提供・共有

《強毒性・弱毒性共通》

- ・ 引き続き、第二段階の対策を実施する。（健康福祉局，総務局，関係部局）

(6) 社会・経済機能の維持

《強毒性》

この項に規定する対策は強毒性を想定しているため、弱毒性等の発生に際しては、毒性及び感染力を勘案し、必要に応じて実施することとする。

感染拡大期・まん延期における対応

ア 県民への対応

- ・ 県民に対し、社会機能の維持に向けて、次の取組などを行うよう引き続き要請する。（関係部局）
 - * 食料品等の備蓄状況を確認し、補充が必要な際は、十分に感染予防を図った上で行うこと。
 - * 電気・ガス・水道等の燃料資源等の消費節減に努めること。
 - * ごみの排出抑制に努めること。

イ 事業者への対応

- ・ 事業者に対し、引き続き、職場での感染防止策や可能な範囲での業務の縮小等に向けた取組を行うよう要請する。（関係部局）
- ・ 社会機能の維持に関わる事業者には、職場での感染防止策及び業務継続計画等に基づく事業の継続を要請する。（関係部局）
- ・ 社会機能の維持に関わる事業者に対し、公共交通機関・ライフライン事業者連絡会（仮称）及び食料品等関係事業者連絡会（仮称）を通じ、次の取組を行うよう要請する。（関係部局）
 - * 電気，ガス，水道その他燃料資源並びに食料品及び日用品の供給状況について調査する。
 - * 電気，ガス，水道その他燃料資源の供給不足が予測されるときは，県，市町及びライフライン事業者の広報媒体により，県民，事業者へ使用抑制についての協力要請を行う。

ウ 社会的弱者への支援

- ・ 市町に対し、在宅の障害者や高齢者等への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）等を行うよう要請する。（健康福祉局、関係部局）
- ・ 必要に応じて、災害応急救助物資を放出する。（健康福祉局、危機管理監）

エ 遺体の火葬・安置

- ・ 市町に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。また、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。（健康福祉局、関係部局）

オ 防犯・防災活動

- ・ 引き続き、新型インフルエンザの感染拡大（まん延）に対応できるよう、関係機関と連携し対応を図る。（危機管理監、県警本部）

（回復期における対応）

ア 県民への対応

- ・ 県民に対し、再流行に注意しつつ、食料品などの再備蓄等を行い、燃料資源の消費節減やごみの排出抑制について、引き続き取り組むよう周知する。（関係部局）

イ 事業者への対応

- ・ 事業者に対し、業務継続計画に基づく業務継続体制を順次平常時の体制に戻すとともに、流行の経緯を踏まえ、再流行に備えて体制を見直すよう周知する。（関係部局）

第四段階 小康期

(患者の発生が減少し、低い水準で停滞)

目的：

- 社会・経済機能の回復を図り、流行の第二波に備える。

(1) 実施体制と情報収集

《強毒性・弱毒性共通》

ア 実施体制の見直し

- ・ 広島県危機対策本部（新型インフルエンザ対策）は、広島県新型インフルエンザ対策専門家委員会の意見等及び国による「小康期」の宣言等を踏まえ、体制の規模を縮小する。（健康福祉局，危機管理監，関係部局）
- ・ これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、対処方針等の見直しを行い、流行の第二波に備えた対策を検討する。（健康福祉局，危機管理監，関係部局）

イ 情報収集

- ・ 国内の発生状況や他の自治体等の対応について、国等を通じて情報収集する。（健康福祉局，危機管理監，関係部局）

(2) サーベイランス

《強毒性・弱毒性共通》

- ・ これまで実施してきた発生動向調査，サーベイランス等について評価し，人材，資器材の有効活用を図る。（健康福祉局）
- ・ 国内での発生状況が小康状態となった段階で，クラスターサーベイランスを中止する。（健康福祉局，企画振興局（保健環境センター））
- ・ 引き続き，予防接種副反応迅速把握システム，病原体サーベイランスを実施する。（健康福祉局，企画振興局（保健環境センター））

(3) 予防・まん延防止

《強毒性・弱毒性共通》

ア 水際対策

- ・ 海外での流行状況を踏まえつつ，渡航自粛，出入国者への特別の広報や指導等を順次縮小する。（健康福祉局，関係部局）

イ 感染防止策

- ・ 引き続き、県民等に対し、うがい、手洗い、マスク着用及び咳エチケットを習慣化するよう周知徹底を図る。（健康福祉局、関係部局）

ウ 社会活動等の制限

- ・ 感染の状況を踏まえ、感染防止策の取組要請について段階的に縮小する。（危機管理監、健康福祉局、教育委員会、関係部局）

(4) 医療

ア 医療体制

- ・ 新型インフルエンザ発生前の通常の医療体制に戻す。（健康福祉局）
- ・ 地域の感染状況及びニーズを踏まえ、発熱相談センター及び発熱外来を縮小・中止する。（健康福祉局）
- ・ 県及び医療機関は、不足している医療資器材や医薬品の確保を行う。（健康福祉局）

《強毒性の場合の対応》

- ・ 公共施設等、医療機関以外において医療を提供する施設については、医療機関での診療が可能と判断された時点で終了する。（健康福祉局）

イ パンデミックワクチン

- ・ 接種計画に基づいて接種を行うとともに、新たな発生や流行に備え、ワクチンの接種の推進を図る。（健康福祉局）

ウ 抗インフルエンザウイルス薬

- ・ 流行の第二波に備え、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。（健康福祉局）

(5) 情報提供・共有

《強毒性・弱毒性共通》

ア 情報提供

- ・ 引き続き、流行の第二波に備え、県民及び事業者等への情報提供と注意喚起を行う。（健康福祉局，総務局，関係部局）
- ・ 情報提供体制を評価し、流行の第二波に向けた見直しを行う。（健康福祉局）

イ 相談窓口

- ・ 状況を見ながら、市町の相談窓口を縮小する。（健康福祉局）

(6) 社会・経済機能の維持

《強毒性》

この項に規定する対策は強毒性を想定しているため、弱毒性等の発生に際しては、毒性及び感染力を勘案し、必要に応じて実施することとする。

ア 県民及び事業者への対応

- ・ 県民等へ協力要請を行った項目等について評価し、必要に応じて見直しを行う。（健康福祉局，危機管理監，県警本部，関係部局）
 - * 食料品等の備蓄，燃料資源の消費抑制及びごみの排出抑制 等
 - * 社会的弱者への支援
 - * 遺体への適切な対応
 - * 防犯・防災活動
- ・ 事業者等に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、取組要請を段階的に縮小する。（健康福祉局，危機管理監，関係部局）